

## 「介護職員等特定処遇改善加算」について

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充もふくめ、これまで数次にわたる取組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・「処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか」を算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・賃金改善以外の処遇改善の取組内容の「見える化」を行っていること

#### ◆「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件にある「見える化」に関しては、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービス情報公表制度の他にも、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとされています。

見える化要件についての当社の具体的な取り組み内容は以下の通りです。

	職場環境要件項目	当社としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入し、実務者研修や喀痰吸引研修等の受講料等の補助、勤務シフトの調整ならびにその為の代替人員の確保等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。各種研修受講については、階層別に対象者を選定し、積極的に発信するなど計画的に育成を行っております。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	休暇を取りやすいよう、代替人員を確保することなどを通じて年次有給休暇取得の推進を積極的に行っているほか、外部の専門家による労働法規や雇用管理に関する研修を積極的に開催して雇用管理改善に努めております。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	仕事と子育ての両立を促し、育児休業制度を設けて積極的に周知し、取得のしやすい環境を作るべく、勤務シフト上の配慮等を行っております。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故対応やトラブル対応等の各種マニュアルを整備し、責任の所在を明確にするとともに、社内報告システムを一元化することで迅速な対応と再発防止に努めております。
その他	非正規職員から正規職員への転換	正社員登用制度を導入して非正規職員から正規職員への転換を奨励するとともに、同一の評価制度を適用することにより正規職員へ転換しやすいように配慮しています。

※障害福祉サービスに係る「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」についても同様となっております。